



産業観光魅力創出事業 補助金のお知らせ

観光客にとって魅力ある産業観光を実施するため、産業観光客の受入態勢を整備する事業について、経費の一部を助成いたします。

このような取り組みを支援します。

補助対象者	補助対象事業・補助対象経費	補助率	補助限度額
産業観光に取り組む県内企業	①産業観光案内用備品の整備事業 ・説明用DVD、パンフレット等の作成 ・外国人観光客受入れのためのパンフレット等の翻訳 ・案内用マイク、イヤホンセット等の購入 ・説明用会議室の机、椅子等の購入 ・その他産業観光実施のために必要と認められる備品整備事業	1/2 以内	①250千円
	②産業観光案内コースの整備事業 ・工場内通路の安全柵・誘導表示等の設置 ・説明用会議室の間仕切り変更、照明、音響設備等の設置 ・駐車場内の区画整備、車止め等の設置 ・産業観光客用のトイレの設置、外国人観光客受入れのためのトイレの改修 ・その他産業観光実施のために必要と認められる施設整備事業		②500千円

※補助対象は、観光集客の効果が見込まれる事業のうち、新たに取り組む事業です。例えば、既存パンフレット等の増刷、既存備品の更新、既存施設の修繕等は助成対象外となります。

※過去に2度以上、「産業観光魅力創出事業補助金」の交付を受けている場合は、本事業への申請はできません。ただし、最後に交付を受けた年度の翌年から起算して3年を経過した場合はまた申請することができます。(平成23、24年度交付を受けた場合は平成28年度から申請可能)

※複数の事業について申請可能ですが、予算の都合上、補助申請額は1企業あたり500千円を上限とします。

※対象事業は、交付決定の日から平成29年3月までの期間に着手・完成する事業とします。

※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。

申請方法

申請要領に基づき、申請書類を作成のうえ、下記申請先へ郵送又は持参してください。

- 申請書類
 - 補助金交付申請書 (様式第1号)
 - 事業計画書 (様式第2号)
 - 収支予算書 (様式第3号)
 - その他参考となる資料 (見積書、購入物品や工事の仕様書、現況写真等)

※申請要領・申請様式は県の観光課のホームページからダウンロードできます。

○申請締切 **平成28年6月15日(水) 必着**

○補助事業の決定 平成28年7月上旬予定

※事業実施による集客効果や産業観光施設としての魅力創出効果等について審査を行い、助成事業を決定します。

申請・お問合せはこちらまで

富山県 観光・地域振興局 観光課 広域観光・魅力創出担当 (〒930-8501 住所不要)

TEL 076-444-4498

FAX 076-444-4404

ホームページ URL http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1401/index.html